



豊田市山村地域の持続的発展及び 都市と山村の共生に関する条例

【説明資料】

令和4年1月

企画政策部 企画課

豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例の趣旨

1 「豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例」とは

- 豊田市は、平成 17 年の市町村合併以降、「都市と山村の共生※」の理念のもと、多様な主体による共働※のまちづくりを進めてきました。
- 山村地域では、人口減少や高齢化による地域の担い手不足や地域経済の低迷といった課題を抱える一方で、移住者や山村地域に関心のある市民による様々な活動や取組が進められるなど、都市と山村のつながりによる新たなまちづくりが進められるようになりました。
- この豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例（以下「条例」といいます。）は、都市と山村の共生の下、持続的な山村地域づくりに向けた基本的な考え方や各主体の責務・役割等を明らかにし、具体的な行動に結びつけるために定めた条例です。

※“都市と山村が共生するまちづくり”とは矢作川流域の持続的な発展を支える自然を次代に継承し、人と自然が共に健やかで、都市と山村の双方が活発な交流や連携を通して、地域の振興や活性化を目指すもの

※共働によるまちづくりとは、市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下、対等な関係に立って、相互の立場を尊重し、共に働く・行動すること

2 条例の目的

- この条例は、都市と山村の共生のもと市民が山村とのつながりのある暮らしを实践し、次の世代につないでいくことで、持続的な山村地域づくりと地域資源を生かした活力の向上を目指し、その実現を図ることを目的としています。

3 条例の背景

（1）市町村合併

- 豊田市の旧 7 市町村（旧豊田市、旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村、旧藤岡町）は、矢作川流域圏として歴史的なつながりが強く、通勤や通学、買い物などの日常生活のほか、余暇を過ごすために相互に行き来するなど、一体的な生活圏が形成されてきました。
- そうした中で山村地域では、少子高齢化や人口減少が急速に進み、地域の

主産業であった農林業の停滞により農地や山林が荒廃し、豊富な水を湛える水源地域としての機能や、森林が持つ保水力により洪水を緩和させる機能、山村地域が持つ様々な公益的機能の低下など、山村地域にとどまらない影響が懸念されてきました。

- そこで、矢作川流域を中心とする都市と山村が共生する調和のとれた地域づくりを一体的に進め、活力ある地域を維持していくために、平成 17 年 4 月 1 日に 7 市町村（豊田市、旭町、足助町、稲武町、小原村、下山村、藤岡町）が合併し、新豊田市が誕生しました。

（２）これまでの取組

①都市と山村の共生のまちづくりの推進

- 本市は、平成 17 年の市町村合併により、918.32 km²の広大な市域となり、自然、文化、産業、暮らしなど様々な地域資源を有するまちとなりました。本市では、都市と山村がお互いに関わり、刺激し合い、支え合うことで、それぞれの持つ課題をお互いの強みで解決するため「都市と山村の共生するまちづくり」を進めてきました。

②まちづくり基本条例と WE LOVE とよた条例の制定

- 市町村合併により広大な市域となった本市は、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進めるため、新たな自治の仕組みが必要となりました。そこで、まちづくりの基礎となる「豊田市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」といいます。）」及び関連条例等を平成 17 年に制定し、「都市と山村の共生」「共働によるまちづくり」の理念のもと自立した地域社会の実現に取り組んできました。
- また、豊田市が持つ全国に誇ることのできるすばらしい魅力を再発見し、豊田市を今よりさらに好きになり、次の世代につなげていくため平成 29 年に「WE LOVE とよた」条例を制定しました。

③持続可能な山村地域づくりに向けた取組の推進

- 山村地域では、持続可能な山村地域づくりに向け、「移住定住の促進」、「都市と山村の交流」、「暮らしの基盤づくり」など様々な取組を進めてきました。こうした取組を通じて、自分にあった暮らし方を求めて山村地域に移住する人や山村に関わりを持つ人が増えつつあるなど、これま

での取組の成果が形になってきました。

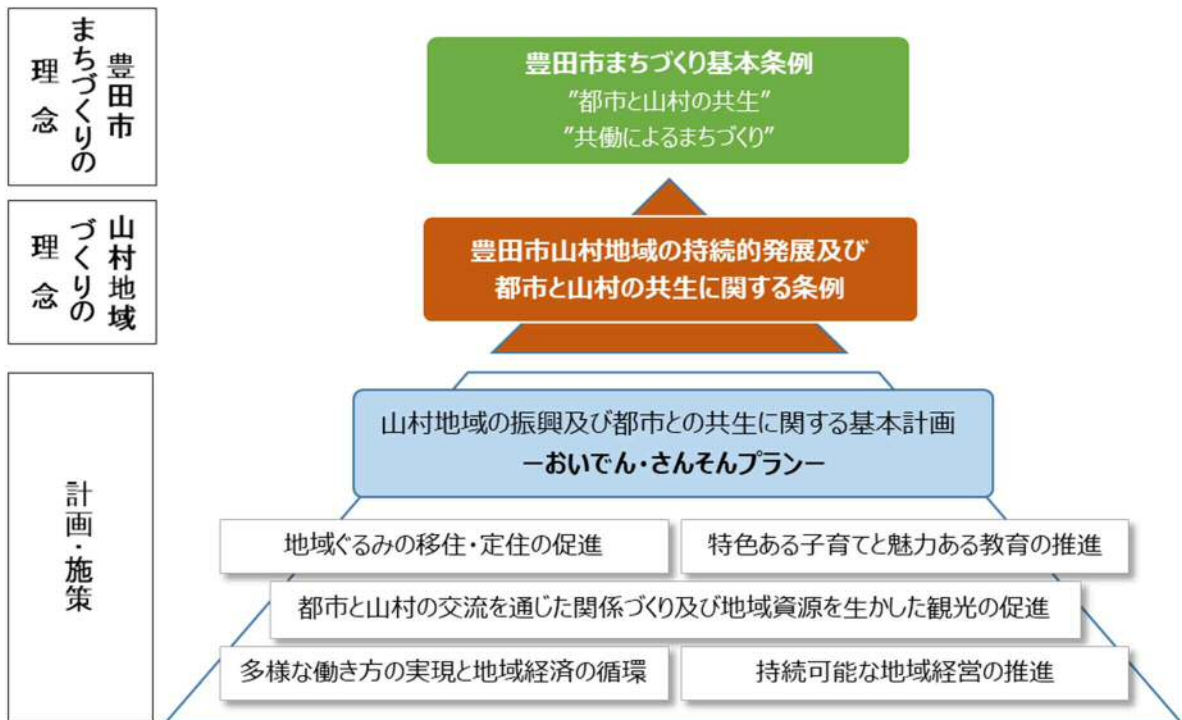
- 平成 28 年 3 月に「山村地域の振興及び都市との共生に関する基本方針『おいでん・さんそんビジョン【平成 28～令和 2 年度】』」を、令和 3 年 3 月には、「豊田市山村地域の振興及び都市との共生に関する基本計画『おいでん・さんそんプラン【令和 3～7 年度】』（以下「おいでん・さんそんプラン」といいます。）」を策定し、持続可能な山村地域づくりに向けた様々な取組を総合的に進めてきました。

(3) 社会環境の変化

- 健康や環境志向の高まりに加え、デジタル化の普及による働き方等の環境の変化により、自然豊かな場所で自分らしい暮らし方を求める人が増えているなど、山村への関心が高まりつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、山村に対する見方や捉え方が多様化し、山村地域の新しい価値観や生活様式の変化が生まれはじめました。
- 合併から 17 年の取組を振り返るとともに、こうした取組や社会潮流等を踏まえて、“都市と山村が共生するまちづくり”の理念の下、山村の価値を改めて市民が共有し、次の世代に引き継いでいくため、条例制定をすることにより持続的な山村地域づくりを実現していくこととしました。

4 条例の位置付け

- 本条例は、自治の基本を定める「まちづくり基本条例」の“都市と山村の共生”、“共働によるまちづくり”の理念の下、持続的な山村地域づくりを実現するための理念や規定を示したものです。
- その実現のための具体的な施策の推進については、「おいでん・さんそんプラン」を基本計画として、位置づけています。
- また、わくわくする世界一楽しいふるさとを目指す「WE LOVE とよた」条例は、山村地域のまちづくりの推進を根底から支えていくものとして展開していきます。



▲体系図

5 条例の特徴

- 条例制定の過程においては、市民に広く理解していただける条例とするため、市民や学識経験者で構成された「市民検討委員会」を設置するとともに、山村地域の高校生や中学生と意見交換する機会を設けるなど、市民との共働により条文素案の検討を進めました。この条例では、市民検討委員会や山村地域の中高生の意見を反映し、市民に馴染みやすい内容としてまとめました。

【特徴的な内容】

- ・ 市民に広く共有すべき山村の大切なものを「山村の価値」として定義していること。また、条文中の新しい価値観や生活様式の変化に伴う山村の価値を生かした暮らしについて、市民検討委員会や中高生がイメージした内容を前文で例示しています。
- ・ 市民に馴染みやすい条例とするため「です・ます調」の文体で構成しています。
- ・ 山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生の実現に向け、計画策定と推進体制を明示しています。

逐条解説

前文

私たちのまちは、矢作川流域でつながる都市と山村が共存する多様な魅力にあふれるまちです。

山村は、豊かな自然を有しており、私たちは自然に生かされるとともに、脈々と継承されてきた自然と調和した人の営みなど、その様々な価値を暮らしに生かしてきました。

戦後の高度経済成長期を経て、山村から都市への人や物の集中が進みましたが、近年では環境意識の高まり、デジタル化など社会環境の変化により、自然豊かな山村への関心が高まるなど山村に係る多様な価値観及び生活様式が生まれています。

例えば、森林や田畑を守ること、^{なりわい}生業を創ることや継承すること、祭りや文化を通して地域とつながること、自然の中で子育てをすること、週末に農園や森に通うこと、米や野菜などの地域の農産物を使うこと、先進技術を融合させた暮らしをすることなどが挙げられます。

私たちは、山村の価値を守り、生かし、分かち合い、その価値を次の世代につなぐため、山村に愛着と誇りを持ちながら日々の暮らしを楽しむとともに、自然と人、暮らしと事業者等、都市と山村がつながり、支え合うことにより、共働の取組として環境、経済及び社会が循環する持続的なまちづくりを推進することを決意し、ここに豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例を制定します。

○第1段落～2段落

- ・本市の都市と山村の地理的なつながりや関係性を説明しています。「山村」とは、山地や森林などの自然環境を有する「山村」の特徴を概念として表しております。この条例では、概念を示す「山村」と区域を示す「山村地域」を分けて表記しています。
- ・本市の都市と山村は矢作川流域でつながり、古くから人や物が行き来する深い関係性を持ちながら発展してきました。
- ・山村には水源としての機能を育んできた森林、矢作川の清流、澄んだ空気、虫や野生動物といった生き物など、豊かな自然環境が残されています。わたしたちの暮らしは、その自然の恵みを享受している一方で、時には、自然がもたらす災害に向き合いながら、自然と共生してきました。
- ・「自然と調和した人の営み」とは、自然と共生する暮らしの中から生まれた知恵・手技などの歴史・文化や住民が支え合う風土が色濃く残る暮らしを表

しています。山村には、自然環境の下での人々の営みが脈々と継承されていることや互いに顔の見える暮らしが根付いています。

○第3段落～第4段落

- ・社会環境の変化に伴う人々の価値観やライフスタイルの変化について例示を踏まえて説明しています。例示は、市民検討委員会、区長会及び地域会議等との意見交換の内容を参考に主なものを挙げています。
- ・高度成長期以降は、山村から都市に人や物の集中が進みました。近年では、環境意識の高まり、デジタル化の普及、新型コロナウイルスの発生などにより自然に近い場所で自分にあった暮らし方を求める人が増えています。新しい価値観や生活様式の変化が起こっており、山村に対する見方や捉え方が多様化し、見直されていることを表しています。
- ・「森林や田畑を守ること」は、林業や農業を仕事にすることだけに限らず、日常の中に森や農が身近に感じられる暮らしをすること。
- ・「^{なりわい}生業を創ることや継承すること」は、地域の商工業を着実に継承したり、特産品開発や地域課題を解決する新ビジネスの起業など、地域資源等を生かした新たな生業を創出したりすること。
- ・「祭りや文化を通して地域とつながること」は、伝統的な祭りや文化に触れ、その関わりのなかで役割を担うなど地域との接点を持つこと。
- ・「自然の中で子育てをすること」は、森、田畑、川など自然豊かな場所で、五感を育みながらのびのびと子育てをすること。
- ・「週末に農園や森に通うこと」は、豊田市は都市と山村が近接し行き来しやすい環境にあるため、都市に住みながら山村の田畑の耕作や森林の間伐など、自分のライフスタイルに合わせて山村との関係を築くこと。
- ・「米や野菜などの地域の農産物を使うこと」は、山村で育てた米、野菜、果物、ジビエなどを地産地消することや、山村の木材を消費すること。
- ・「先進技術を融合させた暮らしをすること」は、人口減少や地理的制約のなかで担い手が減少している状況も踏まえ、AI（人工知能）やICT（情報通信技術）など時代の変化による新しい技術を取り入れることで、困りごとを解決し暮らしの満足度を高めること。

○第5段落

- ・ 条例制定により目指すものを市民の決意として示しています。
- ・ 「山村の価値を守り、生かし、分かち合い、その価値を次の世代につなぐ」は、これまで代々受け継いできた「山村の価値」を絶やさないよう、市民がその価値を暮らしに生かしていくこと、市民で分かち合うことで、次の担い手に引き継いでいくことを示しています。
- ・ 「山村に愛着と誇りを持ちながら日々の暮らしを楽しむ」は、市民一人ひとりが山村に関心を持ち、身近な存在として誇りや愛着を持つことで、新しい価値観や生活様式の変化が生まれ、日常の充実した暮らしを送ることができることを、また、今の世代の私たちが暮らしを楽しむことで郷土愛と誇りの醸成につながり、次の世代へつながっていくことを示しています。
- ・ 「自然と人」は、多くの恵みをもたらす自然と人は調和し、共生する関係にあることを、「暮らしと事業者等」は、持続的な暮らしを考えるうえで地域の事業者等は欠かすことのできない主体であり、山村の暮らしと密接な関係にあることを、「都市と山村」は、互いの強みを生かし合い、弱みを補い合う関係にあることを示しています。
- ・ 「環境、経済、及び社会が循環する持続的なまちづくり」は、前述の様々な関係やつながりの中で、住民がいつまでも安心して暮らしていけるまちをつくりあげていくことです。限られた自然資源を活用していくためには、環境、経済、社会の三方よしの関係が重要です。例えば、地域にある空き家や耕作放棄地を活用し、移住者を増やす取組などが挙げられます。



▲農作業の様子



▲小原歌舞伎

(目的)

第1条 この条例は、山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生について、基本方針、市の責務などを明らかにし、関連する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、山村の価値を生かした暮らしを市民が実践し、次の世代につなぐことを目的とします。

○この条文は、この条例が規定している内容を概略的に示すとともに、制定目的を示したものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 山村の価値 次に掲げるものをいいます。

ア 山村における森林、田畑、川、空気、水、生き物などからなる自然環境

イ アに掲げる自然環境の下、継承されてきた景観、人と人とのつながり、営みなど

ウ ア及びイに掲げるものから感じられる幸せ

(2) 山村地域 旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区の区域をいいます。

(3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(4) 山村住民 山村地域に居住する個人及び山村地域において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(5) 事業者等 山村地域において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

○条例を進めていくうえでの共通認識を持つため、重要な用語の意義を明らかにしたものです。

○第1号

・「山村の価値」について定めています。

・ア 豊かな自然環境、イ 自然と共生する暮らしの中から生まれた景観や歴史・文化、住民が支え合う風土、暮らしの知恵・手技など、ウ 前述したアイから感じられる心の充足感や安心感、幸せなど、3つの要素を山村の豊かさとして、市民が共通理解し行動につながるよう定義したものです。

○第2号

- ・「山村地域」の区域について定めています。



▲山村地域区域図

○第3号

- ・豊田市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」といいます。）で規定する「市民」に基づき、住民だけでなく、通勤・通学者のほか、市内でまちづくりを担う様々な個人や団体（自治区やNPO、ボランティア、企業等）を幅広く定めています。

○第4号

- ・前号「市民」のうち、山村地域の住民等について、示しています。

○第5号

- ・前2号「市民」及び「山村住民」のうち、山村地域の事業者等について、示しています。
- ・山村地域の身近な暮らしを支える事業を行う中小企業や小規模事業者ほか、山村地域を拠点に事業を行う企業等の法人ならびにNPO法人及び個人事業主等も含めて幅広く定めています。

(基本方針)

第3条 山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とします。

- (1) 山村の価値が市民にとって豊かな暮らしの礎であることを理解し、次の世代につなぐこと。
- (2) 山村に係る多様な価値観及び生活様式並びに都市と山村の多様な関わり方を尊重すること。
- (3) 年齢や性別を問わない多様な主体と共働による地域づくりを推進し、その担い手となる人材を育成すること。
- (4) 山村住民の自治を尊重しつつ、山村地域の各地域又は都市と山村が互いにつながり、支え合うこと。
- (5) 自然環境との調和を基本とし、地域資源を生かした地域内の経済循環を高めること。

○山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生を推進するに当たっての基本となる方針を定めています。

○第1号

・山村の価値や魅力は、山村地域にとどまらず豊田市に暮らす市民全体に関わるものであり、自分にあった暮らし方や生き方を選択することができる魅力を有しています。第1号では、山村の価値が暮らしを豊かにすることを市民一人ひとりが理解し、都市部に住む市民も含めてその価値に気づき、理解することで、その価値を次の世代につないでいくことや大切にすることとしています。

○第2号

・都市と山村が近接する豊田市は、様々な生活様式が選択できるまちであり、それが本市の魅力の1つと言えます。第2号では、山村の価値を生かした暮らしや山村との多様な関わり方を認め合うこととしています。なお、多様な価値観及び生活様式の具体例については、前文4段落目に記載しています。

○第3号

・本市では、まちづくり基本条例により多様な主体による共働のまちづくりを進めています。第3号では、都市と山村のつながりを通じて、都市部の市民、団体、事業者を含む様々な主体が山村の活性化に向けて一緒に行動することや、地域の一員として関わる人材を発掘し育てていくこととしています。

○第4号

- ・本市では、まちづくり基本条例の理念である自立した地域社会の実現に向け、住民自治を尊重したまちづくりを進めています。第4号では、山村地域の各地区間（2条2号で示した区域）や都市と山村が互いの強みを生かし合い、弱みを補い合うことでつながり支え合うことが大切であるとしています。

○第5号

- ・第2条第1号の「山村の価値」には、豊かな自然環境を始め、人、物、事柄など魅力的な地域資源が含まれています。第5号では、山村の自然環境や人々の暮らしとの調和を図りつつ、人と人との顔の見える関係性の中で、地域内の経済循環を高めていくこととしています。また、都市と山村の交流や支え合いにより、地域の経済循環を高めていくことも含んでいます。



▲山村地域の原風景



▲自然環境を楽しむ子どもたち

(市の責務)

第4条 市は、山村住民の自治を尊重しつつ、共働によるまちづくりを推進するものとします。

2 市は、市民に対し、山村の価値が豊かな暮らしの礎であることについて理解が深まるよう周知するものとします。

3 市は、都市と山村の交流を促進するものとします。

4 市は、山村地域における安全かつ安心な暮らしを維持するため、その基盤づくりを担うものとします。

5 市は、山村地域の暮らしの土台となる事業者等の事業又は活動を支えるものとします。

○山村地域の持続的発展と都市と山村の共生を実現するために、市が果たすべき責務を定めています。

○第1項

・地域ごとの特性を生かした個性豊かな地域社会の実現に向け、まちづくり基本条例に規定する基本的な理念を基に、多様な主体による共働のまちづくりを推進します。

○第2項

・平成17年4月の市町村合併以降、進めてきた「都市と山村が共生するまちづくり」の取組により、市民には多様な豊かさを実感できるまちとしての理解が深まりつつあります。引き続き、山村に係る市民への関心が深まるよう周知を進めます。

○第3項

・都市と山村の住民が触れ合うことができる行事へ参加するなど、交流を通して知る、見る、体験し理解する、支えるといったステップにより交流を促進します。都市と山村をつなぐ機関「おいでん・さんそんセンター」では、企業や大学の社会貢献事業や研究としての農林業体験など交流のコーディネートを行っており、今後も相互交流による地域の活性化を推進します。

○第4項

・「暮らしを維持するための基盤」とは、市民が安全安心に暮らすために必要な生活基盤やセーフティーネットであり、例えば、医療、福祉、教育、交通、防災防犯等をいいます。市は、住民の福祉の向上を基本とし、人口減少や地理的特性のほか、社会情勢等を踏まえつつ良好な生活環境の確保を図ります。

○第5項

- ・山村地域の事業者等は、地域の活性化や災害対応など幅広い公益的な役割も期待されています。市は、山村地域の暮らしに貢献し、重要な主体である事業者等が継続的な事業や活動ができるよう、商工団体や金融機関等の支援機関と連携して支えていきます。

(市民の役割)

第5条 市民は、山村の価値が豊かな暮らしの礎であることを理解するものとします。

2 市民は、山村の価値を知ること、見ること又は体験することにより、これを学ぶよう努めるものとします。

3 市民は、前2項の規定を理解し、又は学んだことを生かし、共働により山村を守り、山村の価値を暮らしに生かすよう努めるものとします。

4 市民は、都市と山村が互いに交流し、支え合うよう努めるものとします。

- 山村地域の持続的発展と都市と山村の共生を実現するために、山村の価値を共有し、共働の取組として進めるための市民の役割を定めています。

○第1項

- ・第1項では、山村の価値が自分にあった暮らし方や、生き方、楽しみ方を実現できるといった市民の暮らしの「豊かさ」につながることを理解するものとしています。

○第2項

- ・前項のもと、知る、見る、体験するといった理解や関心に応じて、山村の価値を学ぶことについて記載しています。例えば、テレビ、新聞、本、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などで「知る」、観光名所などに足を運ぶことで「見る」、祭りや収穫などを「体験する」といったことです。

○第3項

- ・前2項の規定に関する理解や関心のもと、その学びを生かした具体的な行動について明記しています。例えば、休耕田の再生のための活動を山村住民と共に、森や川を守るための間伐や清掃を行う、山村の農産物を食べるなどが挙げられます。

○第4項

- ・前項の市民の具体的な行動を通して、お互いに支え合う関係性が築かれることによって、相互の交流が継続することを明記しています。例えば、草刈りや間伐など山村の課題解決に継続して共に取り組むことや、親しくなった農家から直接農産物を購入するなどが挙げられます。

(山村住民の役割)

第6条 山村住民は、前条に定めるもののほか、地域に愛着と誇りを持ち、山村の価値を次の世代につなぐよう努めるものとします。

- 2 山村住民は、山村地域内の空き家、農地及び森林が地域の共有財産であることを認識し、放置しないよう努めるものとします。
- 3 山村住民は、山村に係る多様な価値観及び生活様式並びに都市と山村の多様な関わり方を認め、山村地域へ移住する者や当該地域に関わる者を受け入れるように努めるものとします。

- 山村地域を維持し、次の世代につないでいくためには、そこに住む住民の考え方や行動がとても重要な要素です。第6条では、前条の市民の役割に加えて山村住民の役割を定めています。

○第1項

- ・山村地域を守り次の世代に引き継いでいくためには、山村住民一人ひとりが自らの地域に愛着と誇りを持つことが重要です。この考え方は、「W E L O V E とよた」の精神であり、持続可能なまちづくりの原動力になっています。

○第2項

- ・山村地域では、人口減少や担い手不足により空き家、耕作放棄地、所有者不明の森林などが増加し、地域の景観が損なわれるだけではなく、放置するとまちづくりに対する機運にも影響があります。一方で、空き家や耕作放棄地を活用して活性化に取り組む地域もあり、地域資源として活用の可能性があります。第2項では、こうした空き家や耕作放棄地等は、個人の所有物ではあるものの地域の共有財産として捉え、放置しないよう努めることとしています。

○第3項

- ・地域の持続的発展につなげるため、山村住民は移住者や山村に関わる者が持つ価値観や多様な関わり方を理解し、移住者や山村に関わる者を応援する、支える、寄り添う、気にする、見守るなど、地域を担う新たな仲間として迎え入れるなど取組の方向性を定めています。



▲地域による空き家片付け大作戦

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、前2条に定めるもののほか、地域経済の活性化、防災や減災、景観維持などのまちづくりに係る役割を担い、山村地域の暮らしを支えるよう努めるものとします。

- 第7条では、まちづくりを担う重要な主体の一つとして、山村地域の事業者等の役割を定めています。
- ・山村地域の事業者等は、地域住民との顔の見える関係の中で、住民の暮らしを支えているなど、公益的な役割も期待されています。引き続き山村地域の住民に寄り添い暮らしを支える役割を果たすよう努めるものとしています。

(計画の策定及び施策の推進)

第8条 市は、基本方針にのっとり、山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進するものとします。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、山村地域の現況や地理的特性を考慮するとともに、先進技術を生かしながら行うものとします。

3 第1項の計画は、必要に応じて、その内容を見直すものとします。

4 市は、山村地域に準ずる山地や森林などの自然環境及び小規模集落を有する地域に関し、第1項の計画に準じて施策を推進するものとします。

5 市は、山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する施策を総合的に推進するため、体制の整備に努めるものとします。

- 山村地域の持続的発展と都市と山村の共生を実現するための計画の策定と施策の推進について定めています。
- 第1項
- ・計画とは、「おいでん・さんそんプラン」がこの計画にあたります。

○第2項

- ・山村地域では、地形的な条件に加え形成する集落や人口規模など、それぞれの地域ごとに状況が異なります。プランの推進にあたっては、DX（デジタルトランスフォーメーション）などの先進技術も活用し各地域の課題の解決に必要な取組を立案し、進めていきます。

○第3項

- ・施策の取組状況や社会環境の変化などを踏まえて、必要に応じて、プランの内容の見直しを行うこととします。

○第4項

- ・「山村地域に準ずる」とは、山村地域に隣接する地域など、山村地域と類似する自然環境や課題を抱える地域を示しており、こうした地域についても、プランに準じて施策を推進します。

○第5項

- ・施策の推進を行うに当たり、事務を所掌するための必要な組織を設置するとともに、市長等の特別職及び各部局の部長級職員で構成する「おいでん・さんそん推進本部会議」を中心に、関係部署の横断的な連携を図りながら取り組みます。

(実施状況の公表)

第9条 市は、山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する施策の実施状況について、公表するものとします。

○施策の実施状況の公表について定めています。

- ・プランで位置付ける施策を中心に取組を進め、毎年度、取組の効果及び検証を行い、施策の着実な推進を図ります。こうした実施状況をとりまとめたうえで、毎年度、市ホームページ等で公表します。

策 定 過 程

■ (仮称) 持続可能な山村地域づくり条例の制定及び関連計画の策定に向けた市民検討委員会

1 委員名簿

(1) 地域づくりに関する活動等に取り組む市民

氏名	地区	氏名	地区
安藤 寿昭	旭	二村 正明	小 原
糟谷 勝商		水野 浩克	
安藤 賢治	足 助	酒井 保彦	下 山
高木 伸泰		長坂 真理子	
三江 元博	稲 武	西村 新	猿投台
古橋 真人		栗本 浩一	前 林
		鬼木 利恵	朝日丘

(2) 山村地域の振興及び都市との共生に関し優れた識見を有する者

氏名	所属	役職等
加藤 栄司	一般社団法人地域問題研究所	理事
澁澤 寿一	認定 NPO 法人共存の森ネットワーク	理事長
	豊森なりわい塾	塾長
鈴木 辰吉	一般社団法人おいでん・さんそん	代表理事

2 開催状況

開催日	内容等
令和2年9月	第1回市民検討委員会／豊田市役所足助支所 (1) 座長の選任 (2) 市民検討委員会の運営について (3) 条例の制定について (4) 澁澤委員からの提供「条例に期待すること」 (5) 山村地域の魅力等について
令和2年10月	第2回市民検討委員会／足助病院 (1) 第1回のふりかえりと全体スケジュール (2) 条例構成イメージ (3) 意見交換（前文、理念、各主体の役割など）
令和2年11月	ブラッシュアップミーティング／とよしば (1) 委員の取組紹介（西村委員、鬼木委員） (2) 条例素案について
令和2年12月	第3回市民検討委員会／豊田市役所足助支所 (1) 条例素案について
令和3年3月	第4回市民検討委員会／豊田森林組合 (1) 条例素案について



▲第1回市民検討委員会の様子



▲委員による発表の様子

■ 地域説明

令和3年8月 区長会、地域会議

■ 中高生との意見交換

日 時	令和3年8月5日（木）午後1時～午後3時
場 所	足助高校（足助高校の生徒、足助中の生徒） オンライン（旭・稲武・小原・下山中の生徒、日本大学の学生）
参加者	全14名（男7名 女7名）足助高校、山村地域中学校の生徒
内 容	・日本大学次世代社会研究センター 大澤センター長の講演 「ドラえもん先生と考える山村のミライ～新しいものさしは自分でつくる～」 ・ワークショップ「山村の価値・魅力」
運 営	日本大学RINGS（大澤センター長、学生5名）



▲ 中高生との意見交換

■ パブリックコメント

令和3年9月 210通・294件

■ 庁内の合意形成

おいでん・さんそん推進本部会議・調整会議
政策法務委員会

■ 条例案の上程

令和3年12月議会議決